



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年11月27日金曜日 第161号

◇ 目 次 ◇ 規 則

水産業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則..... (漁政課) ...1009
 愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則..... (水産課) ...1014
 愛媛県特定水産資源の採捕の停止に関する規則..... (") ...1020

告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) ...1020
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ...1020
 指定医療機関の辞退..... (") ...1020
 医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定..... (") ...1020
 介護機関(居宅介護事業者)の指定..... (") ...1021
 介護機関(介護予防事業者)の指定..... (") ...1021
 指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... (") ...1021
 指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... (") ...1021
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件)..... (経営支援課) ...1022
 農用地利用配分計画の認可(2件)..... (農政課農地・担い手対策室) ...1023
 家畜伝染病まん延防止のための消毒方法の実施..... (畜産課) ...1024
 海区漁業調整委員会事務所の所在地の指定の一部改正..... (水産課) ...1024
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧..... (") ...1024
 廃川敷地等の発生..... (河川課) ...1025
 基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ...1025
 落札者等の告示..... (会計課) ...1025
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ...1025
 道路の区域変更(県道伊予松山港線)..... (中予地方局管理課) ...1025
 道路の供用開始(")..... (") ...1026
 道路の供用開始(県道八倉松前線)..... (") ...1026
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ...1026
 道路の供用開始(県道篠山公園線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ...1026

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... (選挙管理委員会) ...1027
 政治団体の設立の届出..... (") ...1027
 政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ...1028
 政治団体の解散の届出..... (") ...1029
 資金管理団体の指定の届出..... (") ...1029

公営企業公告

人工透析システムの借入れ..... (公営企業管理局総務課) ...1029
 遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステムの借入れ..... (") ...1030
 重症系モニタリングシステム・部門システムの購入..... (") ...1031
 産婦人科部門システムの購入..... (") ...1032

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... (水産課) ...1033

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第58号

水産業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

水産業協同組合法施行細則等の一部を改正する規則

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第1条 水産業協同組合法施行細則(昭和33年愛媛県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 省略</p> <p>(成立の届出)</p> <p>第4条 組合は、法第85条の2第4項の規定により成立の届出をしようとするときは、届出書に登記事項証明書及び定款のほか、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 組合員名簿</p> <p>(2) 組合の営む事業に常時従事する者の名簿</p> <p>(総会又は総代会の決議に関する報告)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(役員の就任等に関する報告)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 組合は、代表理事、組合長、経営管理委員長若しくは組合の常務に従事する役員が定まつたとき、又は会計監査人若しくは参事若しくは会計主任を選任したときは、直ちにその職及び氏名又は名称並びにその経歴の概要を報告しなければならない。</p> <p>3 前項の役員等又は職員が退職し、又は死亡したときは、直ちにその職及び氏名又は名称並びにその異動の事由を報告しなければならない。</p> <p>(定款変更認可申請等)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 出資1口の金額を減少する場合の定款変更認可申請書には、前項の書類のほか、次に掲げる事項に関する監事又は会計監査人の証明書を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 組合は、法第48条第4項の規定若しくはこれを準用する規定又は法第84条の7第2項の規定により定款変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 出資1口の金額を減少する場合の前項の届出書には、同項の書類のほか、第2項に掲げる事項に関する監事の証明書(監事を置かない組合にあつては、当該事項を記載した書面)を添付しなければならない。</p> <p>(信用事業規程の変更の届出)</p> <p>第8条 組合は、法第11条の5第4項の規定又はこれを準用する規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に前条第3項に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p>	<p>第3条 省略</p> <p>(総会又は総代会の議決に関する報告)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(役員又は参事、会計主任の変更に関する報告)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 組合は、代表理事、組合長、経営管理委員長若しくは組合の常務に従事する役員が定まつたとき、又は _____ 参事若しくは会計主任を選任したときは、直ちにその職、氏名及び _____ 経歴の概要を報告しなければならない。</p> <p>3 前項の役職員が退職 _____ 又は死亡したときは、直ちにその職、氏名及び _____ 異動の事由を報告しなければならない。</p> <p>(定款変更認可申請等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 出資1口の金額を減少する場合の定款変更認可申請書には、前項の書類のほか、次に掲げる事項に関する監事 _____ の証明書を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 組合は、法第48条第4項の規定又は _____ これを準用する規定 _____ により定款変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(信用事業規程の変更の届出)</p> <p>第7条 組合は、法第11条の4第4項の規定又はこれを準用する規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に前条第3項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p>

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)

第11条 組合は、法第11条の7の規定又はこれを準用する規定により一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 理事会(法第34条の2第4項に規定する経営管理委員設置組合(以下「経営管理委員設置組合」という。))にあつては、経営管理委員会)の議事録謄本

(2)~(5) 省略

(共済規程設定認可申請等)

第12条 省略

2 組合は、法第15条の2第2項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会(法第48条第5項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の変更について理事会で決議した場合にあつては、理事会)の議事録抄本

(2)・(3) 省略

3・4 省略

第13条 省略

(解散の決議の認可申請)

第14条 組合は、法第68条第2項若しくは第91条第2項の規定又はこれらの規定を準用する規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 省略

(2) _____ 貸借対照表

(3)~(5) 省略

(解散の届出)

第15条 組合は、法第68条第6項若しくは第91条第6項の規定又はこれらの規定を準用する規定により解散の届出をしようとするときは、_____届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 理事会(経営管理委員設置組合)にあつては、経営管理委

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)

第10条 組合は、法第11条の5の規定又はこれを準用する規定により一事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 理事会(法第34条の2第3項の組合

_____)にあつては、

経営管理委員会)の議事録謄本

(2)~(5) 省略

(共済規程設定認可申請等)

第11条 省略

2 組合は、法第15条の2第2項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の変更の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会(法第48条第5項の規定又はこれを準用する規定により共済規程の変更について理事会で議決した場合にあつては、理事会)の議事録抄本

(2)・(3) 省略

3・4 省略

第12条 省略

(監査規程設定認可申請等)

第13条 組合は、法第87条の2第1項前段の規定又はこれを準用する規定により監査規程の設定の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会の議事録謄本

(2) 監査規程

(3) 設定理由書

2 組合は、法第87条の2第1項後段の規定又はこれを準用する規定により監査規程の変更の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会の議事録抄本

(2) 変更理由書

(3) 変更しようとする新旧条文(全面変更の場合は、新旧の監査規程)

3 組合は、法第87条の2第1項後段の規定又はこれを準用する規定により監査規程の廃止の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる書類

(2) 廃止理由書

(解散の決議の認可申請)

第14条 組合は、法第68条第2項若しくは第91条第2項の規定又はこれらの規定を準用する規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 財産目録及び貸借対照表

(3)~(5) 省略

(解散の届出)

第15条 組合は、法第68条第5項若しくは第91条第5項の規定又はこれらの規定を準用する規定により解散した_____ときは、直ちに届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 理事会(法第34条の2第3項の組合)にあつては、経営管理委

員会)の議事録謄本

(2)・(3) 省略

2 組合は、法第91条第4項の規定又はこれを準用する規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 法第91条第1項第1号の事由により解散した場合 解散を決議した総会の議事録謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書
- (2) 法第91条第1項第4号の事由により解散した場合 解散の登記に係る登記事項証明書
- (3) 法第91条第1項第6号の事由により解散した場合 前項に掲げる書類
(合併認可申請)

第16条 組合(法第54条の2第1項に規定する信用事業実施組合及び省令第210条第1項に規定する共済事業実施組合(以下「信用事業実施組合等」という。)を除く。)又は法第70条第1項の規定による組合の設立委員(信用事業実施組合等の設立委員を除く。)は、法第69条第2項又はこれを準用する規定により合併の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 合併しようとする各組合の合併を決議した総会(法第69条の2第1項に規定する場合にあつては、合併によつて消滅する組合の合併を決議した総会及び合併後存続する組合の合併を決議した総会又は理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会))の議事録謄本及び財産目録又は貸借対照表
- (3)・(4) 省略
(合併の届出)

第17条 組合は、法第85条の5第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、届出書に登記事項証明書(合併によつて設立した組合にあつては、登記事項証明書及び定款)のほか、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 組合員名簿
- (2) 組合の営む事業に常時従事する者の名簿
- (3) 合併前の各組合の合併を決議した総会の議事録謄本及び貸借対照表
(組合員の請求権行使の場合の措置)

第18条 組合は、次に掲げる請求を受けたときは、直ちにその請求書の写しに請求に対する処置方針を記載した書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 法第47条の2第2項又はこれを準用する規定による総会又は総代会招集の請求
- (2)~(5) 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略
(登記完了の報告)

第22条 組合は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)第2条から第7条まで、第8条及び第10条から第13条までの規定による登記を完了したときは、法、省令又はこの規則の規定により登記事項証明書を添えて届け出る場合を除き、当該登記完了後2週間以内に、登記事項証明書を添えて報告しなければならない。

第23条 省略

員会)の議事録謄本

(2)・(3) 省略

(合併認可申請)

第16条 組合(法第54条の2第1項に規定する信用事業実施組合及び省令第210条第1項に規定する共済事業実施組合(以下「信用事業実施組合等」という。)を除く。)又は法第70条第1項の規定による組合の設立委員(信用事業実施組合等の設立委員を除く。)は、法第69条第2項又はこれを準用する規定により合併の認可を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 合併しようとする各組合の合併を議決した総会(法第69条の2第1項に規定する場合にあつては、合併によつて消滅する組合の合併を議決した総会及び合併後存続する組合の合併を議決した総会又は理事会(法第34条の2第3項の組合にあつては、経営管理委員会))の議事録謄本、財産目録及び貸借対照表
- (3)・(4) 省略

第17条 組合は、次に掲げる請求を受けたときは、直ちにその請求書の写に請求に対する処置方針を記載した書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 法第47条の3第2項又はこれを準用する規定による総会又は総代会招集の請求
- (2)~(5) 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略
(登記完了の報告)

第21条 組合は、法第101条から第107条まで及び第109条から第112条までの規定による登記を完了したときは、_____、当該登記完了後2週間以内に、登記事項証明書を添えて報告しなければならない。

第22条 省略

<p>(提出書類の様式)</p> <p>第24条 法、信用事業命令又はこの規則の規定により提出する書類の様式は別にこれを定める。</p>	<p>(提出書類の様式)</p> <p>第23条 法 _____ 又はこの規則の規定により提出する書類の様式は別にこれを定める。</p>
---	---

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、<u>特別地区</u>が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第21条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第26条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築をすること。</p> <p>オ～ネ 省略</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第25条 条例第23条第6項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)</p> <p>第27条 条例第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第23条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては _____、第14条第2項、第21条第2項又は第22条第2項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面及び書類(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>様式第2号(第14条関係) 特別地区内行為許可申請書</p> <p>様式第2号(その1)～(その4) 省略</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。) <u>特別地区</u>が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第21条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第26条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築をすること。</p> <p>オ～ネ 省略</p> <p>(2)～(11) 省略</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第25条 条例第23条第6項第5号の規則で定める行為は、<u>次の各号</u>に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)</p> <p>第27条 条例第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第23条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、<u>第13条第2項</u>、第14条第2項、第21条第2項又は第22条第2項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面及び書類(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>様式第2号(第14条関係) 特別地区内行為許可申請書</p> <p>様式第2号(その1)～(その4) 省略</p>

様式第2号(その5)

省略

注1・2 省略

3 「備考」欄には、当該行為地が河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、第24条から第27条まで及び第29条の規定による許可並びに同法第23条の2の規定による登録を受けた内容を記入すること。

4 省略

様式第2号(その6)~(その11) 省略

様式第6号(第22条関係) 普通地区内行為届出書

様式第6号(その1)~(その4) 省略

様式第6号(その5)

省略

注1・2 省略

3 「備考」欄には、当該行為地が河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、第24条から第27条まで及び第29条の規定による許可並びに同法第23条の2の規定による登録を受けた内容を記入すること。

4 省略

様式第2号(その5)

省略

注1・2 省略

3 「備考」欄には、当該行為地が河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、第24条から第27条まで及び第29条の規定による許可並びに同法第23条の2の規定による登録を受けた内容を記入すること。

4 省略

様式第2号(その6)~(その11) 省略

様式第6号(第22条関係) 普通地区内行為届出書

様式第6号(その1)~(その4) 省略

様式第6号(その5)

省略

注1・2 省略

3 「備考」欄には、当該行為地が河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、第24条から第27条まで及び第29条の規定による許可並びに同法第23条の2の規定による登録を受けた内容を記入すること。

4 省略

(愛媛県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出等があつたとみなされる行為)</p> <p>第6条 条例第5条第3項に規定する規則で定める法令の規定に基づく許可等又は届出等は、次 _____ に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項の規定による許可</p> <p>(4)~(9) 省略</p> <p>(10) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定による許可(都市計画施設のうち公園及び緑地の区域内における建築物の建築に係るものに限る。)及び当該許可について同条第2項の規定において準用する同法第52条の2第2項の規定による協議</p> <p>(届出等の対象とならない行為)</p> <p>第8条 条例第5条第4項第3号に規定する規則で定める行為は、次 _____ に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>(8)~(37) 省略</p>	<p>(届出等があつたとみなされる行為)</p> <p>第6条 条例第5条第3項に規定する規則で定める法令の規定に基づく許可等又は届出等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項の規定による許可</p> <p>(4)~(9) 省略</p> <p>(10) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定による許可(都市計画施設のうち公園及び緑地の区域内における建築物の建築に係るものに限る。)及び当該許可について同条第2項の規定において準用する同法第42条第2項 _____ の規定による協議</p> <p>(届出等の対象とならない行為)</p> <p>第8条 条例第5条第4項第3号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>(8)~(37) 省略</p>

(愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成20年愛媛県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第63条第1項第1号に規定する事業又は工事を実施する行為にあっては条例第20条第1項第12号及び第13号に掲げるものを、その他の行為にあっては同項第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ウ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。)</p> <p>エ～ス 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の11第1項第1号に規定する事業又は工事を実施する行為にあっては条例第20条第1項第12号及び第13号に掲げるものを、その他の行為にあっては条例第20条第1項第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ウ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第20条第1項第7号及び第10号から第13号までに掲げるものを除く。)</p> <p>エ～ス 省略</p> <p>(10) 省略</p>

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

○愛媛県規則第59号

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を次のように定める。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源(法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。)の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 漁獲割当管理区分(法第17条第1項に規定する漁獲割当管理区分をいう。以下同じ。) 漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)(様式第1号)
- (2) 漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分(法第30条第1項に規定する漁獲努力量管理区分をいう。以下同じ。)を除く。) 漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))(様式第2号)
- (3) 漁獲努力量管理区分 漁獲努力量等報告書(様式第3号)

2 前項の報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第3条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人によって当該報告をする場合には、委任状(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第4条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の地方局長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の廃止)

- 2 愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則（平成8年愛媛県規則第46号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

様式第1号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号等		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日及び漁獲量	年 月 日	漁 獲 量
		kg

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県の機関、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

注1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には、1の表の右側に欄を設けて報告することができる。

2 「漁獲割当割合設定通知書の番号等」の欄は、漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記入することとし、その他の場合には、省略すること。

3 「特定水産資源の名称」の欄は、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入すること。

4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄は、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。

5 「陸揚げした日及び漁獲量」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日及び同日における漁獲量を記入すること。

様式第2号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号等		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量	
			kg

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県の機関、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

注1 「許可番号等」の欄は、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入すること。ただし、愛媛海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入することとし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。

2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略すること。

3 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

4 「特定水産資源の名称」の欄は、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入すること。

様式第3号(第2条関係) 漁獲努力量等報告書

漁獲努力量等報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 漁獲努力量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号等		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量
			kg

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

- 注1 「許可番号等」の欄は、許可(漁業法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入すること。ただし、愛媛海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入することとし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略すること。
- 3 「漁獲努力量」の欄は、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量(当該特定水産資源ごとに愛媛県資源管理方針(漁業法第14条第1項の規定に基づき知事が定める方針をいう。)において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数)を記入すること。

様式第4号(第3条関係) 委任状

委 任 状

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私(当法人)は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、私(当法人)から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします(翌年以降も同様とします。)。委任期間(当該延長された委任期間を含む。)中に委任を解除する場合には、私(当法人)は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項(該当する□の中にレ印を付けること。)

- 法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)
- 法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することができる。

○愛媛県規則第60号

愛媛県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を次のように定める。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源(法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。)の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第2条 知事が法第33条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理年度(法第11条第2項第3号に規定する管理年度をいう。)の末日(当該告示において期間を定めた場合にあっては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなった旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなった旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成30年愛媛県規則第52号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の愛媛県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第28条の規定より同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

告示

○愛媛県告示第1259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 医療機関の名称, 医療機関の所在地, 指定年月日. Rows include 田中歯科医院, ないとう眼科, 広瀬クリニック.

○愛媛県告示第1260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

○愛媛県告示第1262号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称, 主たる事務所の所在地, 指定訪問看護事業等を行う事業所の名称/所在地, 指定年月日. Row includes 合同会社リハテラス.

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 医療機関の名称, 医療機関の所在地, 廃止年月日. Rows include 田中歯科医院, 広瀬クリニック.

○愛媛県告示第1261号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: 医療機関の名称, 医療機関の所在地, 辞退年月日. Row includes 町田耳鼻咽喉科医院.

○愛媛県告示第1263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局今治東店	今治市東村五丁目9番33号	令和2年10月16日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局北高下店	今治市北高下町二丁目1番3号	令和2年10月16日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局グラン重信店	東温市野田三丁目1-13	令和2年10月16日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局とみす店	大洲市東大洲149-3	令和2年10月16日

○愛媛県告示第1264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局今治東店	今治市東村五丁目9番33号	令和2年10月16日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局北高下店	今治市北高下町二丁目1番3号	令和2年10月16日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局グラン重信店	東温市野田三丁目1-13	令和2年10月16日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局とみす店	大洲市東大洲149-3	令和2年10月16日

○愛媛県告示第1265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
一般社団法人在宅看護センター四国	四国中央市土居町上野甲1197-1	日本財団在宅看護センターしこく	（変更後） 四国中央市三島中央五丁目13-2ユーズフラット地上1階テナント1号室	令和2年10月1日
			（変更前） 四国中央市三島宮川四丁目10番72号ツインズ102号	

○愛媛県告示第1266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
一般社団法人在宅看護センター四国	四国中央市土居町上野甲1197-1	日本財団在宅看護センターしこく	(変更後) 四国中央市三島中央五丁目13-2ユーズフラット地上1階テナント1号室	令和2年10月1日
			(変更前) 四国中央市三島宮川四丁目10番72号ツインス102号	

○愛媛県告示第1267号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井448番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか1者	株式会社フジほか3者	令和2年11月21日	令和2年11月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出の日
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井448番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社フジ 午前7時から午後11時まで 株式会社西日本セイムス 午前8時30分から午後11時まで	株式会社フジ 午前7時から午後11時まで 株式会社西日本セイムス 午前8時30分から午後11時まで 九州フジバンストア株式会社 午前7時から午後11時まで 渡部 哲男 午前7時から午後11時まで	令和2年11月21日	令和2年11月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Row 1: ダイレックス松山店, 松山市宮西一丁目15番1, 駐輪場の位置及び収容台数, 1箇所40台, 2箇所66台, 令和2年12月10日, 令和2年11月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1270号

令和2年11月2日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積(m^2). Rows: 矢野勝美 (愛媛県松山市), 矢野登 (愛媛県東温市), 大島春樹 (愛媛県東温市)

2 認可年月日

令和2年11月16日

○愛媛県告示第1271号

令和2年11月2日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積(m^2). Row: 栗林農園株式会社 (愛媛県東温市), 愛媛県東温市田窪字大坪993番ほか15筆, 12,846

山内 誠 治	愛媛県東温市	愛媛県東温市田窪字大坪976番1ほか2筆	2,631
上岡 尚	愛媛県松山市	愛媛県東温市田窪字大坪922番1ほか20筆	17,620
八木 伸 泰	愛媛県東温市	愛媛県東温市田窪字大坪987番1ほか20筆	22,778
大島 春 樹	愛媛県東温市	愛媛県東温市田窪字大坪925番1ほか3筆	5,329
葛原 孝 志	愛媛県東温市	愛媛県東温市田窪字大坪966番1ほか4筆	5,775
有限会社 ジェイ・ウィン グファーム	愛媛県東温市	愛媛県東温市北野田字大地168番2ほか93筆	70,594
坂本 美紀春	愛媛県東温市	愛媛県東温市北野田字大地36番1	1,306
武智 賢 人	愛媛県東温市	愛媛県東温市田窪字大坪916番1ほか6筆	6,054

2 認可年月日
令和2年11月16日

○愛媛県告示第1272号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づ

き、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村 時 広

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 実施する区域
愛媛県内全域
- 実施の対象となる範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥を合計100羽以上飼養する農場、だちょうを10羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める家きんを飼養する農場
- 実施すべき者
3の家きんの所有者
- 実施の期日
令和2年12月1日から同月31日まで
- 実施の方法
消石灰の農場内散布

○愛媛県告示第1273号

海区漁業調整委員会事務所の所在地の指定（昭和37年7月愛媛県告示第597号）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第12条第1項の規定により海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のように定め、昭和37年8月8日から施行し、海区漁業調整委員会の事務所の所在地の指定に関する件（昭和25年9月愛媛県告示第418号）は、同年8月7日限り廃止する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div>	漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第2条第1項の規定により海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のように定め、昭和37年8月8日から施行し、海区漁業調整委員会の事務所の所在地の指定に関する件（昭和25年9月愛媛県告示第418号）は、同年8月7日限り廃止する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div>

○愛媛県告示第1274号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村 時 広

1 届出事項

（南予地方局管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町仁田之浜981 由井 保 吉	西宇和郡伊方町豊之浦480 井上 豊 和	西宇和郡伊方町伊方越1108 門田 元	伊 方	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和2年11月27日から12月11日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
-------------	------------------------

○愛媛県告示第1275号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局に備え置いて縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

1 河川の名称

二級河川谷川水系谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年11月27日

3 廃川敷地等の位置

左岸 松山市下難波甲40番1地先から

松山市下難波甲37番1地先まで

右岸 松山市下難波甲1380番1地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。)524.29平方メートル

○愛媛県告示第1276号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 基本測量(空中写真撮影)

2 作業期間 令和3年1月4日から

3月31日まで

3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第1277号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
大型乗用自動車(スクールバス)1台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年11月6日	いすゞ自動車中国四国株式会社 四国支社松山支店 愛媛県松山市土居町575番地	31,829,391円	一般競争入札	令和2年9月25日

○愛媛県告示第1278号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-31)第529号	平成31年4月16日	(有)近藤商会	近藤 孝之	新居浜市八幡3-2-31	令和2年9月30日	管工事業	建設業の廃業(一部)
(般-1)第17379号	令和元年8月19日	河上設備	河上 幸輝	四国中央市土居町土居747	令和2年10月2日	管工事業	建設業の廃業
(般-27)第5600号	平成27年10月4日	永橋建設	永橋 善正	新居浜市高津町1-12	令和2年10月14日	建築工事業	建設業の廃業

○愛媛県告示第1279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町40番4から 同町508番5まで	旧	メートル 79~60.1	キロメートル 0.618	
			新	79~67.0	0.618	

○愛媛県告示第1280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町40番4から 同町508番5まで	令和2年11月27日

○愛媛県告示第1281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字浜字今新開805番5から 同字793番7まで	令和2年11月27日

○愛媛県告示第1282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年11月27日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
2中局建（開）第30号 令和2年11月20日	伊予市米湊字大角蔵1537番3、1537番4、1537番5、1537番9、1537番12、 1537番13、1546番1、1546番4、1558番6、1558番7、1558番9、1558番 10、1558番11、1558番12、1560番2、1560番3、1560番4、1537番4地先 農道	伊予市米湊834番地20 株式会社 亀岡

○愛媛県告示第1283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	篠山公園線	南宇和郡愛南町正木3054番から 同町正木3053番まで	令和2年11月27日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和2年11月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
西条市総合体育館主競技場	省略		西条市総合体育館主競技場	省略	
省略			西条市東予農村環境改善センター	西条市三芳1027番地2	100
省略			省略	省略	
西条市アウトドアオアシス石鎚	西条市小松町新屋敷乙22番地29	省略	西条市石鎚山ハイウェイオアシス館	西条市小松町新屋敷乙22番地29	省略
省略			西条市小松農村環境改善センター	西条市小松町大頭甲1045番地1	240
省略			省略		

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年11月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	届出年月日
	代表者	会計責任者			
立憲民主党愛媛県第3区総支部	白石 洋一	叶谷 信之	西条市新田197-4	衆議院議員	令和2年10月8日

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
立憲民主党愛媛県総支部連合会	白石 洋一	渡部 昭	松山市大手町一丁目1-6	令和2年10月16日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
高橋久美後援会	高橋 久美	高橋 直克	伊予郡砥部町千足1-17	令和2年10月1日
いいはま未来創生会	伊藤 久門	伊藤 泉	新居浜市中萩町5-15	令和2年10月5日
杉浦よしこ後援会	大西 健一	尾藤 英樹	四国中央市金生町下分644-2	令和2年10月7日

高橋淑子後援会	高橋 淑子	高橋 秀吉	西条市中野甲1479 - 1	令和2年10月15日
市川みどり後援会	住家 邦和	市川 みどり	西条市樋之口267 - 4	令和2年10月16日
おのうえ正久後援会	河内 紘一	武智 浩	喜多郡内子町内子1001	令和2年10月21日
塩崎たけひろ後援会	塩崎 雄大	高田 亮	西条市大町697 - 8	令和2年10月21日
愛媛の政治を考える会	浦瀬 明	小屋敷 隆	宇和島市丸の内五丁目6 - 2	令和2年10月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年11月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県四国中央市第四支部	宇高 英治	会 計 責 任 者	宇高 富美子	谷 順 三	令和元年11月1日
自由民主党愛媛県自動車整備支部	萩山 陽右	代 表 者	萩山 陽右	日野 利一	令和2年6月12日
自由民主党西予支部	兵頭 学	会 計 責 任 者	小玉 忠重	菊池 純一	令和2年9月27日
公明党中予総支部	大塚 啓史	主たる事務所の所在地	松山市堀江町甲1445-5	松山市石風呂町960	令和2年10月4日
		代 表 者	大塚 啓史	雲峰 広行	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
愛媛県商工政治連盟	村上 友則	会 計 責 任 者	松浦 哲	上岡 茂	平成30年6月1日
豊田康志後援会	豊田 康志	主たる事務所の所在地	新居浜市沢津町三丁目8 - 7	新居浜市松の木町4 - 3	令和元年6月1日
うだか英治後援会	石川 久則	代 表 者	石川 久則	森 實 隆 生	令和元年11月1日
		会 計 責 任 者	宇高 富美子	谷 順 三	
愛媛県商工連盟連合会今治支部	阿部 健	会 計 責 任 者	阿部 健	檜垣 清隆	令和元年11月1日
井谷ゆきえ後援会	高須賀 順子	主たる事務所の所在地	新居浜市大生院258-7	新居浜市萩生1136-2	令和2年3月20日
あさぬま和子後援会	浅湫 和子	会 計 責 任 者	浅湫 和子	和田 勉	令和2年5月1日
谷国光後援会	高津 尚次	代 表 者	高津 尚次	三好 浩平	令和2年9月15日
		会 計 責 任 者	高尾 幸茂	高津 尚次	
愛媛県宅建政治連盟	西川 広一	代 表 者	西川 広一	徳増 稚養一	令和2年9月28日
		会 計 責 任 者	梶原 俊二	岡田 泰司	
地球一新会	菅 秀二郎	政 治 団 体 の 名 称	地球一新会	愛媛一新会	令和2年9月30日

		会 計 責 任 者	岩 崎 司	菅 美知子	
風の会	大 政 博 文	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町北川原1497	伊予郡松前町西古泉285 - 1	令和2年10月15日
中村たくぞう後援会	村 上 英 治	代 表 者	村 上 英 治	村 上 啓 二	令和2年10月22日
みつだ忠きのう、きょう、あす、久万町を考える会	光 田 匡 志	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町直瀬甲4869	上浮穴郡久万高原町直瀬甲4872	令和2年10月23日
		代 表 者	光 田 匡 志	光 田 忠	

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年11月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県松山市第八支部	西 原 進 平	平成31年4月30日
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	西 岡 新	令和元年5月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
内 山 よ う こ 後 援 会	内 山 葉 子	平成29年12月31日
中 田 広 後 援 会	佐々木 史 仁	平成31年4月29日
佐々木文義後援会	佐々木 文 義	令和元年5月7日
中 政 勝 後 援 会	中 政 勝	令和元年5月7日
束 村 は る き 後 援 会	束 村 温 輝	令和2年10月7日

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和2年11月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
高 橋 久 美	砥部町議会議員	高橋久美後援会	伊予郡砥部町千足1 - 17	令和2年10月1日
高 橋 淑 子	西条市議会議員	高橋淑子後援会	西条市中野甲1479 - 1	令和2年10月15日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年11月27日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
人工透析システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
人工透析システム 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和3年7月1日から令和9年6月30日まで

(5) 借入場所

愛媛県立新居浜病院

(愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号)

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限
令和3年1月7日（木）午前9時から同月12日（火）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年1月12日（火）午後1時33分
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和2年12月18日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者

が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Artificial dialyzing system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 12 January 2021
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年11月27日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステム 1式
（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和3年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県立中央病院
（愛媛県松山市春日町83番地）
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限
令和3年1月7日（木）午前9時から同月12日（火）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年1月12日（火）午後1時30分
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和2年12月18日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Remote control type endoscopic surgery support robot system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m . , 12 January 2021
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年11月27日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
重症系モニタリングシステム・部門システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
重症系モニタリングシステム・部門システム 1式
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和3年3月31日（水）
- (5) 納入場所
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者には、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限
令和3年1月7日（木）午前9時から同月12日（火）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年1月12日（火）午後1時39分
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和2年12月18日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Severe monitoring system・Department system, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 12 January 2021
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年11月27日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
産婦人科部門システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
産婦人科部門システム 1式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和3年7月21日（水）
- (5) 納入場所
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限

令和3年1月7日（木）午前9時から同月12日（火）午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和3年1月12日（火）午後1時36分
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和2年12月18日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Obstetrics and gynecology department system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m . , 12 January 2021
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

雑 報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第20号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 本多 義雄

愛媛県内の河川及び湖沼（以下「内水面」という。）に生息しない水産動物（卵を含む。）を本県内水面に移植してはならない。ただし、委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。